

議事 1 琵琶湖外来水生植物対策協議会の承認について（報告）

協議会を設立するためには、環境省自然環境局の承認を受けなければならない。生物多様性保全推進支援事業実施要領(平成 20 年 5 月 1 日付け環自計発第 080501001 号)8(2)にて規定。

<生物多様性保全推進支援事業実施要領 抜粋>

8. 協議会の承認等の手続き

(2) 自然環境局長は、申請の内容を審査し、7の要件を満たすものであると認められる場合には、これを承認し、協議会の長に通知しなければならない。

7. 協議会の要件

協議会は、原則として、2以上の主体から構成されるものとし、次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(1) 代表者の定めがあること。

(2) 会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。なお、協議会は地域の幅広い主体により構成されていることが望ましい。ただし、国の機関は、協議会の会員に含まれないものとする。

(3) 事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議会としての意思決定の方法、会計処理の方法及び責任者等を明確にした以下に掲げる協議会の運営に係る規約等（別紙1及び別紙2に示した内容と同様の内容が盛り込まれているものであって総会の議決を得たもの。）が定められていること。

①協議会規約

②会計処理規程

(4) (3)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組となっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(5) 地方公共団体等が協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1人以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。なお、環境大臣による交付決定の取消しにより、交付金の全部又は一部について協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。